

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）
(2) 所在地	米子市淀江町福岡 1 5 4 7 番地
(3) 構造	鉄骨造 地下 1 階地上 2 階立て
(4) 敷地面積	5, 9 6 0 平方メートル
(5) 建築面積	1, 7 4 1. 5 7 平方メートル
(6) 開館日	平成 1 2 年 8 月 1 2 日
(7) 主な施設内容	大浴場、露天風呂、サウナ、リラクゼーションルーム、休憩室、和室集会室、レストラン、会議室、フロント、ロビー、売店等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	地域資源である古代文化遺産を活用し、地域の活性化と住民福祉の増進を図る。
(8) 施設の現状	淀江ゆめ温泉は、市民をはじめ近隣市町村民や観光客の温浴施設として、また、各種会合や地域住民のふれあいの場として利用されている。
(9) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	ア 利用者（入浴者）数 1 0 7, 1 4 4 人 イ 利用料金収入額 5 1, 1 1 3 千円 ウ 主な事業収入 ・食事売上 3 1, 3 1 7 千円 ・物販売上 2 6, 7 3 1 千円 エ 管理運営費（支出額の合計） 1 1 4, 6 1 3 千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 入浴事業に付帯する事業（会席事業、飲食・物販事業）の実施

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。統括責任者として館長1人を、これを補佐する者としてマネージャー1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、事業収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、雇用者の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力